

水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業 プロポーザル審査要領

水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業委託に関するプロポーザル方式の審査に関する事項を定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業委託プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 企画提案内容 (60点)
- (2) 業務実施能力 (20点)
- (3) 見積価格 (10点)
- (4) 社会政策推進への配慮 (6点)
- (5) 県内事業者 (4点)

3 審査会の構成員

このプロポーザルにおける審査会は、滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課および関係課の職員3名で構成する。

4 審査会の開催

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を開催します。

- (1) 日時
令和7年5月19日（月）（参加者には2営業日前までに開始時間等ご連絡します）
- (2) 開催方法
オンライン（Zoomを使用）で実施
- (3) プrezentation
 - ① プrezentationの時間は、1者15分とします
 - ② 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

5 審査の方法

- (1) 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別記「評価項目」に基づいて審査を行います。
- (3) 予定価格の範囲内において、各審査員による評価の総合点が最も高い企画提案書の提出者を契約予定者として決定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。

6 企画提案の採否

企画提案の採否（審査結果）は、各参加者あて書面により通知する。